

じゅう きょ ひょう じ て び
住居表示の手引き
～ 旭地区（徳延・纏・河内）～

あなたの住所の表し方が、
令和7年（2025年）**10月14日**から変わります

※新しい町の郵便番号は、以下のとおりです（P.7）

徳延一丁目～三丁目 〒254-0902
纏一丁目～四丁目 〒254-0901
河内一丁目～二丁目 〒254-0903

お問い合わせ **050-3493-1300**（コールセンター）

※コールセンターは通話料が発生します。ご了承ください。

平日（土日祝を除く）8時30分～17時00分まで

令和7年10月14日～10月27日

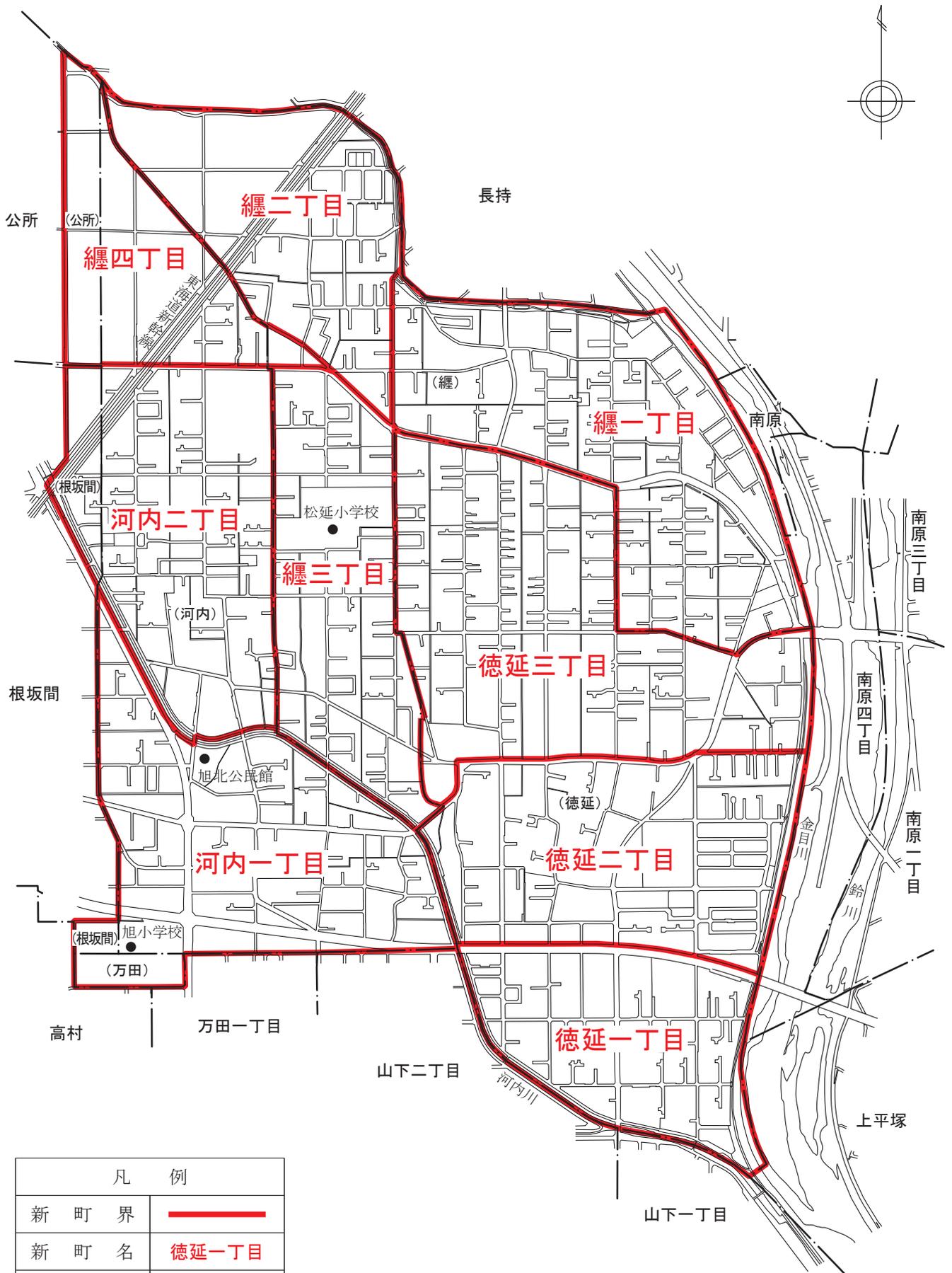
手続きが**必要**な主なもの
（本書 P.8～13、P.18～21）

- ・運転免許証／運転経歴証明書（P.8）
- ・マイナンバーカード（P.8）
- ・普通自動車、オートバイ（125cc超～）の所有者・使用者の住所変更（P.9）
- ・土地、建物等不動産の登記名義人の住所変更（P.21）

手続きが**不要**な主なもの
（本書 P.14～17）

- ・住民基本台帳（住民票）
- ・印鑑登録原票（印鑑登録証明書）
- ・戸籍簿、戸籍の附票
- ・国民健康保険資格確認書
- ・介護保険被保険者証
- ・国民年金加入者、受給者 等
- ・上下水道

新しい町名と町区域
ちょうめい まちくいき



凡 例	
新 町 界	———
新 町 名	徳延一丁目
大 字 界	— · — · —
旧 大 字 名	(徳延)



手引きについて

この手引きは、住居表示により何が変わるのか、どのような手続きが必要になるのかをご案内します。

- ◎手続きは、住居表示が行われる**10月14日(火)以降**にお願いします。
- ◎住居表示による住所変更の手続きは、原則として無料です。
ただし、郵送で手続きをする場合の郵送料や代行業者等に手続きを依頼される場合は、別途料金がかかる場合がございます。
- ◎会社・法人や土地等の変更登記については、一部期限が定められているものがございます。詳しくは、本書をご確認ください。

平塚市では、本書の内容について動画での説明を行っております。本書と併せてご活用ください。



動画は平塚市公式HPで公開しています!



https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sumai/page-c_01937.html

※インターネットで『平塚市 住居表示 動画』と検索、または、左の二次元コードを読み込んでください。

お問い合わせ

手続き等に関するお問い合わせは、下記のコールセンターをご利用ください。(コールセンターは通話料が発生します。)

TEL 050-3493-1300

(平日(土日祝を除く)8時30分~17時00分まで)

期間:令和7年10月14日~令和7年10月27日まで

※住居表示直後は、電話や窓口が大変混み合います。

目次

1	皆様にお届けするもの	2
2	住居表示の仕組み	4
3	新しい住所等の表し方	5
4	本籍の表し方等	6
5	郵便番号は変更ありません	7
6	新しい住所をお知らせするはがき(無料)	7
7	手続きが 必要 なもの(住所変更)	8
8	手続きが 不要 なもの(住所変更)	14
9	免許証関係(運転経歴証明書含む)	18
10	マイナ保険証(手続きは 不要 です)	20
11	不動産登記名義人の住所変更登記	21
12	各種表示板	26
13	関係機関案内	27
14	よくある質問	28

1 皆様にお届けするもの

◆ 今回お届けしたもの

住居表示の手引き (本書)	・住居表示により何が変わるのか、どのような手続きが必要になるのかをご案内する小冊子です。
住居番号設定通知書 (1世帯につき12通、 1事業所につき20通)	・住居番号設定通知書は、 居住されている方 に住所が変更になったことをお知らせするものです。この通知書は住居表示により、住所が変更となったことを証明するものとして利用できますので、 住所変更手続きの際等にご利用ください。 ・住居番号設定通知書は、 再発行できません 。不足する場合は、令和7年10月14日以降、市役所本館1階市民課(109窓口)及び各市民窓口センターにて 無料で取得できる「住居表示変更証明書」 をご利用ください。
お知らせ用はがき (P.7)	・住居表示による住所変更を、親戚や友人、取引先等にお知らせするはがきです。 送料は無料ですので、切手を貼らずに差し出すことができます。
登記申請書 (P.21)	・ 不動産をお持ちの方が 、法務局に登記名義人の住所変更をする際に必要な申請書です。
新旧対照案内図	・住居表示区域の図面です。新しい町界、町名、街区符号、旧住所(黒字)と住居表示後の住居番号(赤字)等を表したものです。
町名表示板 住居番号表示板 (青色のプレート) 取り付け用接着剤 (P.26)	・新しい住所の表示板です。住居表示の効果を高めるため、郵便ポストや表札付近等の見やすい場所に取り付けてください。 ※集合住宅等の場合、管理者または所有者へお届けします。 ※同一の建物に複数世帯がある場合、どちらか一方の世帯にお届けしています。  ※見本です。 (プレートは青色です)

住居番号設定通知書

令和7年9月1日

平塚 太郎 様

平塚市長 落合 克彦 **公印**

住居番号設定通知書

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり街区符号及び住居番号を設定いたしましたので、同条第3項の規定により通知いたします。

氏名、名称又は施設の名	平塚 太郎
	平塚 花子
住居表示の場所	実施前 神奈川県平塚市河内●●●番地の●あさひハイツ101
実施後	神奈川県平塚市河内●丁目●番●号あさひハイツ101
住居表示の実施日	令和7年10月14日

* この通知書は、令和7年10月14日以降、各種住所変更手続きにご使用いただけます。

令和7年9月1日

平塚 太郎 様

平塚市長 落合 克彦 **公印**

住居番号設定通知書

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり街区符号及び住居番号を設定いたしましたので、同条第3項の規定により通知いたします。

氏名、名称又は施設の名	平塚 太郎
	平塚 花子
住居表示の場所	実施前 神奈川県平塚市河内●●●番地の●あさひハイツ101
実施後	神奈川県平塚市河内●丁目●番●号あさひハイツ101
住居表示の実施日	令和7年10月14日

* この通知書は、令和7年10月14日以降、各種住所変更手続きにご使用いただけます。

登記申請書

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
 原因 令和7年10月14日 住居表示実施
 変更後の事 住所 平塚市 丁目 番 号
 申請人 住所 平塚市 丁目 番 号
 氏名 ○

連絡先の電話番号 _____

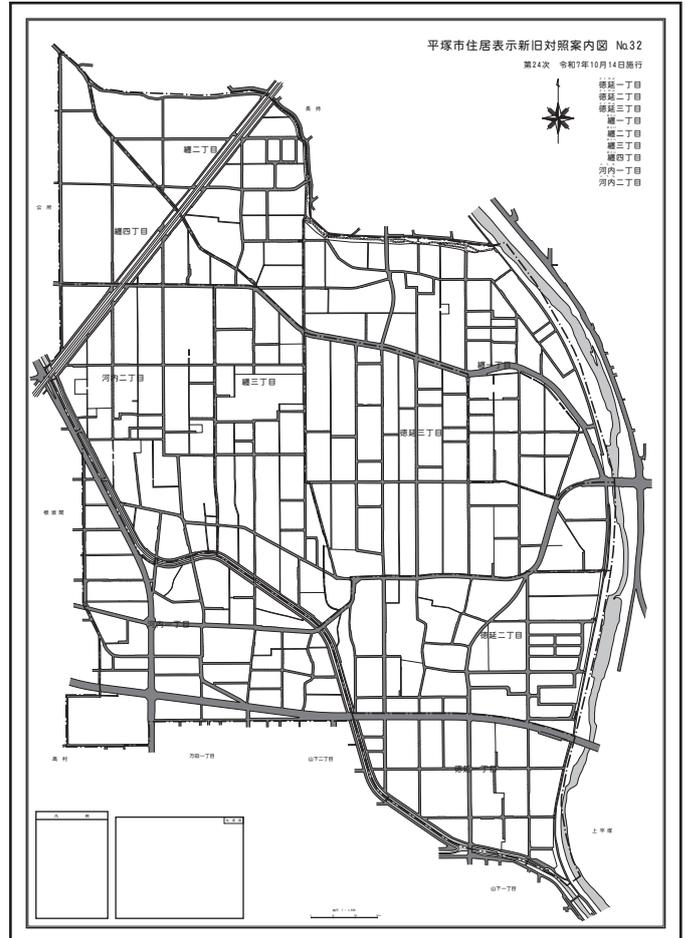
添付書類 登記原因証明情報 通
 令和 年 月 日申請 法務局
 登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示

土地				
不動産番号	所在	地番	地目	地積 nf
		番		
		番		

建物				
不動産番号	所在	番地		
家庭番号	番	種類	構造	
床面積	1階	nf	2階	nf

新旧対照案内図



◆ 今後お届けするもの

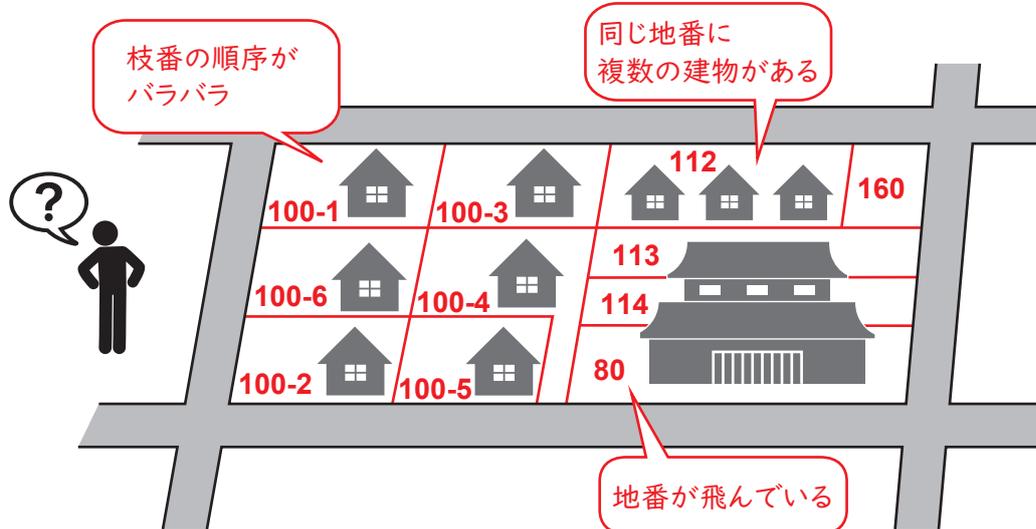
本籍変更のお知らせ
 (本籍の変更があった方のみ)
 (P.6)

- ・本籍表示が「字名」から「新町名」に変わったことのお知らせです。
- ・本籍に変更があった方のみ、10月14日以降に原則、戸籍単位で筆頭者に一通郵送します。

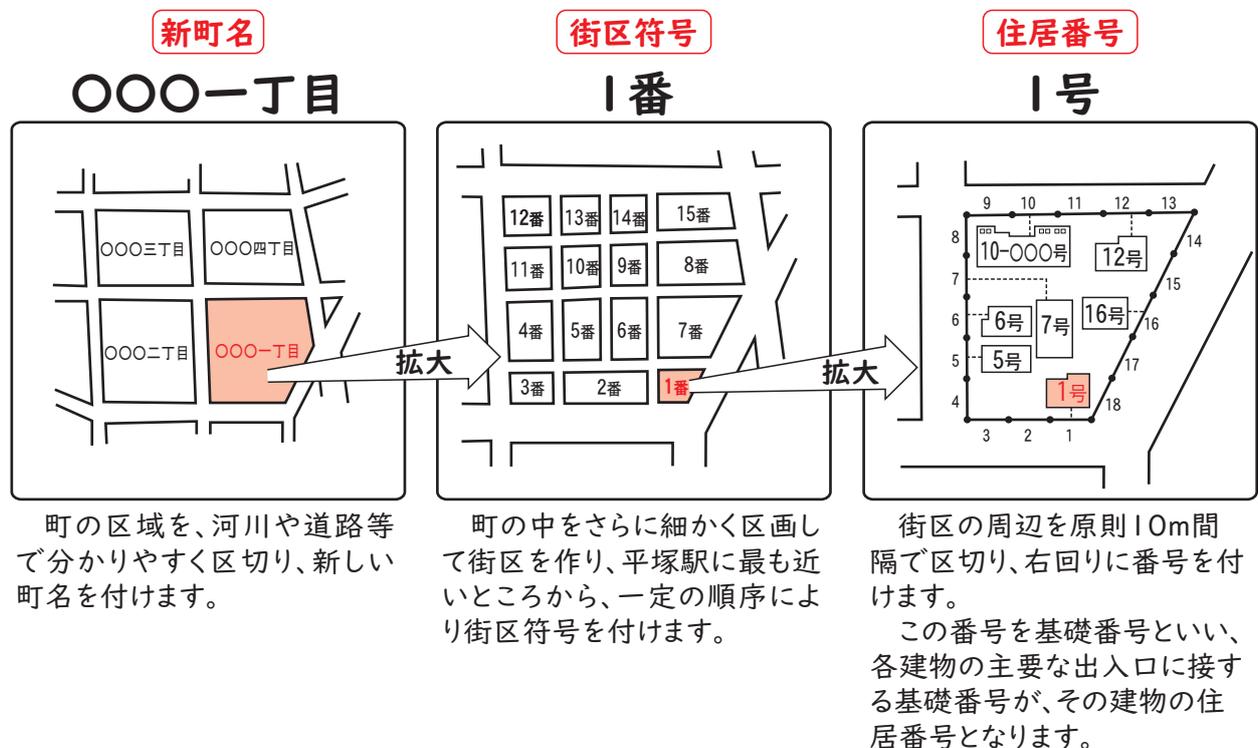
2 住居表示の仕組み

住居表示をしていない地区では、住所は土地の「字名」と「地番」で表されます。

「地番」は一軒の家で一つに限らず、また土地の分合筆の積み重ねによって、枝番や欠番が生じ、次第に分かりやすい住所を表すことが難しくなってしまいます。



住居表示は分かりやすく訪ねやすいまちづくりのための制度として、法律に基づき、全国で行われています。住居表示により、町を適切な大きさに分割し、住所を振り直し、住所を規則正しく整えます。バラバラになってしまっていた住所が整うことにより、緊急車両等の到着時間の短縮や、宅配物や郵便物の遅配・誤配の減少等、市民生活の利便性向上につながります。



※図面は説明用のもので、今回の区域の地形とは異なります。

※[住居表示の仕組みや、平塚市の住居表示の状況についてはホームページでも確認できます。\(→\)](#)



3 新しい住所等の表し方

住所や会社等の所在地の表し方を以下の例のように、「字名 番地」から「町名 街区符号 住居番号」に改めます。(※建物登記上の「家屋番号」とは異なります)

住所の表示

<例>戸建ての場合

今まで	平塚市	河内	440番地
		字名	番地
↓			
住居表示後	平塚市	河内一丁目	32番 14号
		新町名	街区符号 住居番号

<例>共同住宅の場合(原則5戸以上)

今まで	平塚市	河内	440番地	あさひハイツ	101号
		字名	番地		(室番)
↓					
住居表示後	平塚市	河内一丁目	32番	14-101号	あさひハイツ
		新町名	街区符号	住居番号	

住居番号に部屋番号(室番)を含みます

※正式な新町名の表示は、『丁目』までとなり、漢字で表示します。しかし、住民票等の一部では、「一丁目」等を「1丁目」とアラビア数字(算用数字)0123456789)で表記していますが、これは、横書きで住所を書く際は、アラビア数字(算用数字)を使用することが慣習となっており、横書きの場合はアラビア数字(算用数字)により記載しても差し支えないこととされているためです。(昭和38年7月9日付民事甲第1974号民事局長回答)

【地番による表示】

「地番」とは、各土地に付けられた番号のことで、法務局が所管する土地登記簿の表題部等に記載されています。住居表示による地番の変更はありませんが、字界変更等により同一町内に地番が重複する場合は、地番も変更されます。

不動産の表示

<土地>

今まで	平塚市	河内字蔵ノ前	440番
		字名	地番
↓			
住居表示後	平塚市	河内一丁目	440番
		新町名	地番(変更なし)

<建物の所在>

今まで	平塚市	河内字蔵ノ前	440番地
		字名	地番
↓			
住居表示後	平塚市	河内一丁目	440番地
		新町名	地番(変更なし)

4 本籍の表し方

法律に基づき、戸籍上の本籍地も原則として、地番を使用することとなっています。住居表示により、本籍は次のとおりになります。

本籍の表示

今まで	平塚市	河内	440番地
		字名	番地
↓			
住居表示後	平塚市	河内一丁目	440番地
		新町名	番地(変更なし)

※本籍が今回の住居表示区域外にある方は、本籍の変更はありません。

※土地の分合筆等で、本籍の置いてある土地地番が存在しない場合は、本籍の変更はありません。

本籍変更のお知らせ(後日お届けするもの)

本籍に変更があった方のみ、令和7年10月14日以降に原則、戸籍単位で筆頭者に「本籍変更のお知らせ」を郵送します。

令和7年10月〇〇日

254-9886
平塚市浅間町9番1号

※見本

平塚 太郎 様

神奈川県平塚市長
落合 克宏

本籍の変更について(お知らせ)

土地の名称変更に伴い、令和7年10月14日から本籍を次のとおり変更いたしましたのでお知らせいたします。

筆頭者氏名 平塚 太郎

旧 本 籍 神奈川県平塚市 徳延〇〇番地

新 本 籍 神奈川県平塚市 徳延一丁目〇〇番地

○本籍を変更した人の氏名
平塚 太郎
平塚 花子
(順不同)

平塚市役所
市民課戸籍担当
(0463-23-1111)

本籍変更のお知らせは、**再発行できません**。本籍変更のお知らせと同様に変更手続きでご利用いただける「本籍変更証明書」(無料)がございます。

必要な方は、**令和7年10月14日以降**に市役所1階市民課(109窓口)及び各市民窓口センターまたは郵送で取得できます。

Q.本籍変更のお知らせが送られてきませんが、なぜですか。

A. 住居表示区域内に本籍を置かれていない方には、送付されません。また、本籍には地番が使われているため、土地の分合筆等で土地地番が存在しない場合は、本籍変更はありませんので、お知らせは送付されません。ご自身の本籍を確認される場合は、本籍地入りの住民票等を取引いただくことで、確認することができます。(取得手数料は、有料です)

Q.本籍変更のお知らせは何に使うのでしょうか。

A. 運転免許証の変更手続き等にお使ください。

5 郵便番号は変更ありません

ただし、住居表示により河内から纏四丁目、根坂間から河内二丁目になる方は、現在お使いの郵便番号から変更になりますので、ご注意ください。

徳延一・二・三丁目 **2 5 4 0 9 0 2**

纏一・二・三・四丁目 **2 5 4 0 9 0 1**

河内一・二丁目 **2 5 4 0 9 0 3**

6 新しい住所をお知らせするはがき（無料）

同封の「住居表示のお知らせ用はがき」は、お知り合いの方に新しい住所をお知らせいただくために無料で差し出すことができるはがきです。

※住所変更の各手続きには使用できません。

【差出方法】

- ①相手方の郵便番号、住所、お名前をご記入ください。
- ②ご自身のお住まいの郵便番号と、新しい住所をご記入ください。
- ③ご自身のお名前をご記入ください。
- ④返信用の封筒（茶色）に入れて、ポストに投函してください。なお、投函の際には、はがきはまとめた状態で返信用封筒に封入いただくか、輪ゴム等でまとめてください。数枚程度であれば、そのまま投函いただいても差し支えありません。

※差し出せる期間 **令和7年9月1日から令和8年8月31日まで**

郵便はがき 2 5 4 0 9 0 2	住所変更のお知らせ 令和7年10月14日から住居表示により、下記の住所に変更となりますので、お知らせします。 【新住所】② 郵便番号 2 5 4 0 9 0 3 神奈川県平塚市 徳延・纏(河内) 一丁目 32番 14-101号 (※該当する町名を〇で囲んでください) 平塚アパート2号館 (集合住宅、高層アパート等は棟番号、部屋番号までお書きください) 【氏名】③ 平塚 太郎 <small>※郵便局からのお願い ○今後郵便をお出しの際は、必ず新住所をご記入ください。 ○お持ちの住所録等のご訂正をお願いいたします。</small>
通信事務郵便 平塚郵便局 日本郵便株式会社 住居表示のお知らせ 平塚市浅間町9番1号	住居 ① 花子 様
2540902	

※はがきが不足する場合

1世帯あたり50枚（事業所は100枚）を配付していますが、不足する場合は、平塚市役所都市整備課（0463-21-8783）までご連絡ください。

お問い合わせ先

日本郵便株式会社 平塚郵便局 集配営業部
平塚市追分1番33号 Tel 0570-943-240

7 手続きが**必要**なもの(住所変更)

手続きは、市役所等の行政機関で書き換えを行うものが多いですが、法令等によりご自身で手続きを行っていただくものがあります。ご自身で住所変更の手続きをしていただく主なものは、次のとおりです。各手続きは、**令和7年10月14日以降**に行ってください。

項目	担当	説明
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証の住所変更、本籍変更 ・運転経歴証明書の住所変更 ※詳細は、P.18～19をご参照ください。	平塚警察署 月～金 (祝日、年末年始除く) 9:00～12:00 13:00～16:00 Tel.0463-31-0110 西八幡一丁目3番2号	【必要書類】 ・運転免許証 ・住居番号設定通知書 (住所変更がある場合) ・本籍変更のお知らせまたは本籍変更証明書 (本籍変更がある場合) ※運転免許証とマイナ免許証の両方をお持ちの方はマイナンバーカードもご持参ください。
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード(個人番号カード)署名用電子証明書の住所変更 	旭北公民館2階 講義室(臨時窓口) または 市役所市民課 本館1階109番窓口 Tel.0463-21-8773 (証明担当)	手続きの詳細や旭北公民館臨時窓口での受付開始日及び受付時間は、同封する別紙をご確認ください。 (注意)住居表示前に申請手続きをした場合は、旧住所でのマイナンバーカードが作成されますので、再度住所変更の手続きが必要となります。 【必要書類】 ・マイナンバーカード ※手続きの際に、あらかじめ設定した4桁の暗証番号が必要です。 ※署名用電子証明書を搭載している方は、あらかじめ設定した6桁以上16桁以下の暗証番号が必要です。 ※代理の方がお越しの場合は、必要書類が異なるため、別途送付するご案内をご確認ください。

【平塚税務署からのお願い】

e-Taxにより申告書・申請書等を提出する場合に添付している電子証明書は、住所・所在地に変更があった場合には、マイナンバーカード、その他利用されている証明機関が発行している電子証明書の内容を更新いただくとともに、e-Taxに登録している利用者情報及び電子証明書を更新する必要があります。

更新がない状態で送信された申告書・申請書データについては、正しく提供されたものとして取り扱えない場合がありますので、必ず更新手続きを行っていただきますようお願いいたします。

《お問い合わせ先》

平塚税務署 Tel.0463-22-1400(月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:00)

【市役所窓口受付時間】 月～金(祝日・年末年始を除く)8:30～17:00

※市民課は、上記と毎月第4土曜日8:30～正午

※「住居番号設定通知書」が不足する場合は、令和7年10月14日以降、各市民窓口センター等で無料で取得できる「住居表示変更証明書」をご利用ください。

◆ 手続きが**必要**なもの(住所変更)

項目	担当	説明
<p>・普通自動車、オートバイ(250cc超の二輪車)の所有者・使用者の住所変更</p>	<p>関東運輸局 湘南自動車検査登録事務所 月～金 (祝日、年末年始除く) 8:45～11:45 13:00～16:00 TEL050-5540-2038 東豊田369番地の10</p>	<p>10月14日以降、手続きをしてください。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書第1号様式 ※申請書は無料です。申請書は窓口にあります。HPからもダウンロードできます。 ・住居番号設定通知書 ・車検証 ・委任状(代理人が申請する場合) ※HPからダウンロードできます。(但し、250cc超二輪車の場合、委任状は不要)
<p>・125cc超～250cc以下のオートバイ(軽二輪)の所有者・使用者の住所変更</p>		<p>10月14日以降、手続きをしてください。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽二輪記入申請書(軽1号様式) ※申請書は無料です。申請書は窓口にあります。HPからもダウンロードできます。 ・住居番号設定通知書 ・軽自動車届出済証
<p>・軽自動車(3、4輪)の所有者・使用者の住所変更</p>	<p>軽自動車検査協会 神奈川事務所 湘南支所 月～金 (祝日、年末年始除く) 8:45～11:45 13:00～16:00 TEL050-3816-3119 東豊田369番地の13</p>	<p>10月14日以降、必要時に手続きしてください。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居番号設定通知書 ・車検証 ・申請依頼書(代理人が申請する場合) ※HPからダウンロードできます。
<p>・土地、建物等の不動産の登記名義人の住所変更</p> <p>※詳細は、P.21をご参照ください。</p>	<p>横浜地方法務局 西湘二宮支局 月～金 (祝日、年末年始除く) 8:30～17:15 (窓口は9:00～17:00) TEL0463-70-1102 中郡二宮町 二宮1240番地1</p>	<p>10月14日以降、手続きしてください。</p> <p>※令和8年4月1日から住所変更登記は義務化されます。義務化後は令和10年3月31日までに手続きが必要となります。詳しくは横浜地方法務局西湘二宮支局まで、ご確認ください。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・住居番号設定通知書 ・印(認印で可)

【市役所窓口受付時間】 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00

※市民課は、上記と毎月第4土曜日8:30～正午

※「住居番号設定通知書」が不足する場合は、令和7年10月14日以降、各市民窓口センター等で無料で取得できる「住居表示変更証明書」をご利用ください。

◆ 手続きが**必要**なもの(住所変更)

項目	担当	説明
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳(身体・療育・精神)の住所変更 ・障医療証の住所変更 ・自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療・精神通院)の住所変更 	市役所障がい福祉課 本館1階126窓口 Tel.0463-21-8774 (地域生活支援担当)	10月14日以降、必要時に手続きしてください。 【必要書類】 ・お手持ちの障害者手帳、医療証 ・本人確認書類 (代理の方が来庁する場合) 代理の方が別世帯の場合は、併せて委任状もお持ちください。 ※委任状は、市HPからダウンロードできます。
<ul style="list-style-type: none"> ・写真付き住民基本台帳カードの住所変更 	旭北公民館2階 講義室(臨時窓口) または 市役所市民課 本館1階109窓口 Tel.0463-21-8773 (証明担当)	旭北公民館臨時窓口での受付日時等については、同封する別紙をご確認ください。 ※住基カードの有効期限については、最も長い方で令和7年12月28日までとなります。 【必要書類】 ・住民基本台帳カード 代理の方がお越しの場合は、必要書類が異なるため、別途送付するご案内をご確認ください。
<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード、特別永住者証明書の住所変更 	市役所市民課 本館1階108窓口 Tel.0463-21-8772 (市民異動担当)	10月14日以降、すみやかに手続きをしてください。 【必要書類】 ・在留カード、特別永住者証明書 ・住居番号設定通知書

【法人・事業所関係】

項目	担当	説明
<ul style="list-style-type: none"> ・会社、法人等の本店または支店等の所在地変更及び役員の住所変更 	横浜地方法務局 湘南支局 月～金 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 Tel.0466-35-4620 藤沢市辻堂神台 二丁目2番3号	10月14日から2週間以内に手続きしてください。 ※会社・法人の方は、別冊の「会社・法人等の変更登記手引き」をご確認ください。 【必要書類】 ・変更登記申請書 ・住居番号設定通知書 ・印(法務局に登録した印)

【市役所窓口受付時間】 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00

※市民課は、上記と毎月第4土曜日8:30～正午

※「住居番号設定通知書」が不足する場合は、令和7年10月14日以降、各市民窓口センター等で無料で取得できる「住居表示変更証明書」をご利用ください。

◆ 手続きが**必要**なもの(住所変更)

【法人・事業所関係】

項 目	担 当	説 明
・酒類販売業免許の住所変更	平塚税務署 月～金 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00 Tel0463-22-1400 浅間町9番1号	10月14日以降、すみやかに手続きしてください。 【必要書類】 ・異動申告書
・税務署に届け出ている納税地の変更手続き(法人) ・インボイス制度適格請求書発行事業者の変更手続き	※郵送で届出をする場合 〒254-8534 浅間町9番1号 東京国税局業務センター 平塚分室	10月14日以降、すみやかに(登記法人は登記所在地変更後)手続きしてください。 【必要書類】 ※できる限りe-Taxをご利用ください。 ・法人の納税地の異動申告書
・法人市民税の本店所在地の変更手続き(法人)	市役所本館2階 市民税課 Tel0463-21-8767	10月14日以降、手続きしてください。 【必要書類】 ※できる限りeLTAXをご利用ください。 ・履歴事項全部証明書の写しを添付した変更、異動届出書
・厚生年金保険に加入している事業所の所在地変更	日本年金機構 平塚年金事務所 月～金 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00 Tel0463-22-1515 八重咲町8番2号	10月14日以降、すみやかに手続きしてください。 【必要書類】 ・健康保険厚生年金保険適用事業所名称/所在地変更(訂正)届 ・住居番号設定通知書
・風俗営業(深夜酒類提供飲食店営業、性風俗特殊営業を含む)、警備業、質屋営業、古物営業、探偵業、インターネット異性紹介営業、銃砲刀剣類の許可証及び届出書等の住所及び届出事項の変更	平塚警察署 月～金 (祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00 Tel0463-31-0110 西八幡一丁目3番2号	10月14日以降、すみやかに手続きしてください。 【必要書類】 ・許可証 ・住居番号設定通知書 ・履歴事項全部証明書(法人の場合) ・本籍変更のお知らせまたは本籍変更証明書(本籍変更のある場合)

【市役所窓口受付時間】 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00

※市民課は、上記と毎月第4土曜日8:30～正午

※「住居番号設定通知書」が不足する場合は、令和7年10月14日以降、各市民窓口センター等で無料で取得できる「住居表示変更証明書」をご利用ください。

◆ 手続きが**必要**なもの(住所変更)

【法人・事業所関係】

項目	担当	説明
<p>・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法に基づく届出者の住所及び事業場の所在地の変更</p>	<p>市役所本館5階 環境保全課 Tel0463-21-9764 (環境指導担当)</p>	<p>10月14日以降、<u>30日以内</u>に手続きしてください。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各法令に基づく変更届出書 <p>※詳細は市HPをご確認ください。</p>
<p>・病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所等の住所変更</p>	<p>平塚保健福祉事務所 月～金 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 Tel0463-32-0130 豊原町6番21号</p>	<p>10月14日以降、すみやかに手続きしてください。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居番号設定通知書 ・各許可申請書等 <p>※詳細は直接お問い合わせください。</p>
<p>・建設業関係事業所の所在地変更</p>	<p>神奈川県 県土整備局 事業管理部 建設業課 建設業審査グループ 月～金 (祝日・年末年始を除く) 窓口受付 10:00～15:00 (お電話でのお問い合わせ時間は8:30～17:00となります) Tel045-285-3218 横浜市中区 日本大通33番地 神奈川県住宅供給 公社ビル5階</p> <p>※変更届出書に関するご質問は、お電話または建設業課のHPをご参照ください。</p>	<p>10月14日以降、<u>30日以内</u>に手続きしてください。郵送可。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(様式第二十二号の二(第一面)) <p>※添付する書類は次のとおり</p> <p>(法人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更後の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) (※原本:ご自身で法務局での取得をお願いします。) ただし、事実上の所在地で許可を受けている場合は、登記事項証明書に代えて、確認資料として、住居番号設定通知書を添付してください。 ・定款の写し(住居表示変更に伴い定款の改正をした場合に限る) <p>(個人事業主の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認資料として、住居番号設定通知書を添付してください。

【市役所窓口受付時間】 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00

※市民課は、上記と毎月第4土曜日8:30～正午

※「住居番号設定通知書」が不足する場合は、令和7年10月14日以降、各市民窓口センター等で無料で取得できる「住居表示変更証明書」をご利用ください。

※注意

1. 各手続きは、**令和7年10月14日以降**に行ってください。
2. 住居表示による住所変更の手続きは、原則として無料です。
ただし、郵送で手続きをする場合の郵送料や、代行業者に手続きを依頼される場合は、別途、料金がかかる場合がございます。
3. 各手続きに証明書の添付等が必要な場合は「住居番号設定通知書」をご利用ください。配付した枚数で足りない場合は、**令和7年10月14日以降**各市民窓口センター等で無料で取得できる「住居表示変更証明書」をご利用ください。
4. 住居表示直後は、各関係機関の混雑が予想されますので、ご注意ください。

【その他】

以上のほか、

- ・ 平塚市立小・中学校以外の学校
- ・ 勤務先
- ・ 銀行
- ・ 生命保険会社
- ・ 損害保険会社
- ・ 各種免許
- ・ 認可証
- ・ 携帯電話
- ・ ここに記載のない資格をお持ちの方等

それぞれ手続きの必要がある方は、お手数ですが各機関にお問い合わせください。

8 手続きが**不要**なもの(住所変更)

新しい住所を行政等が書き換えます。一部、ご自身でご記入いただくものもございますが、手続きは不要になります。主な手続きが不要なものは、次のとおりです。

項 目	担 当	説 明
<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳(住民票) ・印鑑登録原票(印鑑登録証明書) ・戸籍簿、戸籍の附票 	<p>市役所本館1階 市民課</p> <p>Tel.0463-21-8773 (証明担当)</p> <p>Tel.0463-21-8771 (戸籍担当)</p>	<p>市役所が新しい住所、本籍に書き換えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書 ・限度額適用認定証* ・限度額適用標準負担額減額認定証* ・特定疾病療養受療証 <p>*は国民健康保険の対象者のみ</p>	<p>市役所本館1階 保険年金課</p> <p>Tel.0463-21-8776 (資格給付担当)</p> <p>Tel.0463-21-9768 (後期高齢者医療担当)</p>	<p>平塚市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方は、市役所が新しい住所に書き換えた後、新しい確認書等を郵送します。</p> <p>※古い確認書等は、新しいものが届きましたら、返信用封筒に入れて返却してください。また、新しいものが届くまでは、変更前の証等を提示できます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証 	<p>市役所本館1階 介護保険課</p> <p>Tel.0463-21-8790 (介護給付担当)</p> <p>Tel.0463-71-5237 (介護認定担当)</p>	<p>市役所が新しい住所に書き換えた後、新しい被保険者証を郵送します。</p> <p>※古い被保険者証等は、新しいものが届きましたら、返信用封筒に入れて返却してください。また、新しいものが届くまでは、変更前の証を提示できます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金加入者 ・国民年金受給者 ・厚生年金受給者 <p>の住所変更(会社員、公務員に扶養されている配偶者含む)</p>	<p>日本年金機構 平塚年金事務所 月～金 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00 八重咲町8番2号 Tel.0463-22-1515</p> <p>ねんきんダイヤル Tel.0570-05-1165</p> <p>ねんきん加入者ダイヤル Tel.0570-003-004 (国民年金加入者向)</p> <p>Tel.0570-007-123 (事業所、厚生年金加入者向)</p>	<p>日本年金機構が新しい住所に書き換えます。しばらくの間、通知等が旧住所で届く場合もありますので、ご了承ください。</p> <p>※日本年金機構において、個人番号が未登録の方や現在日本年金機構に届出している住所と住民票の所在地が一致していない方は、すみやかに変更手続きをしてください。詳しくは、日本年金機構または「ねんきんダイヤル」「ねんきん加入者ダイヤル」にご確認ください。</p>

◆ 手続きが**不要**なもの(住所変更)

項 目	担 当	説 明
<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道 	<p>平塚水道営業所 月～金 (祝日・年末年始を除く) 8:30～12:00 13:00～16:00 Tel0463-73-6122 西八幡一丁目3番1号 ※令和8年1月に移転 を予定しております。 詳細は神奈川県HP をご覧ください。</p>	<p>営業所が新しい住所に書き換えます。しばらくの間、通知等が旧住所で届く場合もありますので、ご了承ください。</p> <p>お急ぎの方や、ご不明な点等がある方は、お問い合わせください。</p> <p>お電話でのお問い合わせの際は、音声ガイダンスで「2番」を選択してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・NHK ・NTT(固定電話) ・東京電力 ・東京ガス ・湘南ケーブルネットワーク 	各機関	<p>各機関が書き換えます。書き換えに時間を要する場合がありますので、お急ぎの方やご不明な点等がある方は、各契約先へお問い合わせください。</p> <p>※電力・ガスの自由化により、左記以外の会社と契約されている方は、住所変更手続きが必要な場合があります。契約先へお問い合わせください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平塚市立の小・中学校 		<p>平塚市立の小中学校に通学されている方は、手続きが不要です。</p> <p>※平塚市立以外の小中学校に通学されている方は、通学先へご確認ください。また、高校についても通学先へご確認ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・子(小児)医療証 ・親(ひとり親)福祉医療証 ・児童扶養手当証書 	<p>市役所本館1階 こども家庭課 Tel0463-21-9844 (児童手当・医療担当)</p>	<p>市役所が新しい住所に書き換えた後、新しい医療証・証書を郵送します。</p> <p>※新しい医療証・証書が届きましたら、古い医療証・証書は、ご自身で破棄してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者証 	<p>市役所本館1階 生活福祉課 Tel0463-21-9849</p>	<p>市役所が新しい住所に書き換えた後、新しい受給者証を郵送します。</p> <p>※古い受給者証は、来庁時に返却してください。また、新しいものが届くまでは、変更前の証を提示できます。</p>

◆ 手続きが**不要**なもの(住所変更)

項 目	担 当	説 明
・市県民税課税台帳	市役所本館2階 市民税課 Tel0463-21-8766 (個人市民税担当)	市役所が新しい住所に書き換えます。
・土地、家屋、償却資産 課税台帳	市役所本館2階 固定資産税課 Tel0463-21-8768	市役所が新しい住所に書き換えます。
・土地登記簿 ・建物登記簿	横浜地方法務局 西湘二宮支局 月～金 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 (窓口は9:00～17:00) Tel0463-70-1102 中郡二宮町 二宮1240番地1	法務局(登記所)が表題部を書き換えます。 ※権利部の所有者名義人の住所変更は、本人の申請による変更が必要となります。詳しくは、P.21をご覧ください。
・125cc以下の原動機 付自転車や小型特殊自 動車の納税義務者の住 所変更	市役所本館2階 市民税課 Tel0463-21-8767 (諸税担当)	市役所が新しい住所に書き換えます。
・選挙人名簿	市役所本館5階 選挙管理委員会 Tel0463-21-8795	市役所が新しい住所に書き換えます。
・平塚市公共施設予約シ ステム利用者登録情報	市役所本館7階 スポーツ課 Tel0463-31-3060	市役所が新しい住所に書き換えます。
・飼い犬の住所変更	市役所本館5階 環境保全課 Tel0463-23-9969 (環境対策担当)	市役所が新しい住所に書き換えます。

◆ 手続きが**不要**なもの(住所変更)

項 目	担 当	説 明
・簡易専用水道、小規模貯水槽水道の届出事項(設置者及び設置場所の住所)	市役所本館5階 環境保全課 Tel0463-23-9969 (環境対策担当)	市役所が新しい住所に書き換えます。
・神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく申請者の住所の変更及び事業所の所在地の変更	市役所本館5階 環境保全課 Tel0463-21-9764 (環境指導担当)	市役所が新しい住所に書き換えます。

◆ ご自身で新住所を記入いただくもの(手続きは不要)

項 目	担 当	説 明
・母子健康手帳及びその別冊の各補助券	保健センター 健康課 Tel0463-55-2111	ご自身で旧住所に二重線を引き、新住所を記入してください。
・旅券(パスポート)	パスポートセンター	最終ページに住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。

9 免許証関係（運転経歴証明書含む）

免許証または運転経歴証明書については、次のとおり神奈川県内の警察署（横浜水上警察署を除く）または運転免許センターで、記載事項変更（住所・本籍変更）の手続きを行ってください。なお、運転経歴証明書の記載事項変更は、住所のみの手続きとなります。

手続きは、運転免許証更新時でも構いません。

◆ 運転免許証（または運転経歴証明書）のみをお持ちの方

神奈川県内の警察署等で記載事項変更（住所・本籍変更）の**手続きが必要**になります。手続きには、免許証（または運転経歴証明書）と、P.19の表の該当書類が必要です。

◆ 運転免許証とマイナ免許書の両方をお持ちの方 （運転経歴証明書とマイナ運転経歴証明書の両方をお持ちの方）

「マイナンバーカードの住所変更手続き（P.8）」を行った後、神奈川県内の警察署等で、両免許証または両経歴証明書の記載事項変更（住所・本籍変更）の**手続きが必要**です。手続きには、免許証（または運転経歴証明書）及びマイナンバーカードと、本籍が変更になった方（P.19の表の①または③に該当の方）は、本籍変更のお知らせが必要です。

◆ マイナ免許証（またはマイナ経歴証明書）のみをお持ちの方

免許証または運転経歴証明書の記載事項変更（住所・本籍変更）の手続きをする前に、「マイナンバーカードの住所変更手続き（P.8）」が必要です。

住所変更 ワンストップサービス等	詳細
（警察署への利用同意） 届出なし	<u>「マイナンバーカードの住所変更手続き（P.8）」を行った後</u> 、神奈川県内の警察署等で、マイナ免許証（またはマイナ経歴証明書）の記載事項変更（住所・本籍変更）の 手続きが必要 です。手続きには、マイナンバーカードと、本籍が変更になった方（P.19の表の①または③に該当の方）は、本籍変更のお知らせが必要です。
（警察署への利用同意） 届出済み	<u>「マイナンバーカードの住所変更手続き（P.8）」を行っていただければ</u> 、マイナ免許証（またはマイナ経歴証明書）の記載事項変更（住所・本籍変更）の 手続きは不要 です。

※保有状況や手続き状況によって手続き方法が異なりますので、詳しくは、警察署または運転免許センターへお問い合わせください。

※マイナ免許証のみをお持ちで、かつ住所変更等ワンストップサービスの利用同意届出済みで、本籍が変更になった方は、マイナポータル「本籍のオンライン変更」で手続きができます。ただし、警察署（または運転免許センター）への署名用電子証明書の提出と、マイナポータルの連携がされていない場合、本籍変更には警察署（または運転免許センター）へ本籍変更のお知らせまたは本籍変更証明書の提出が必要となります。

以下の「表 対象別必要書類確認表」①～④のいずれかに該当する方は、必要書類をお持ちのうえ、神奈川県内の警察署（横浜水上警察署を除く）または運転免許センターで手続きを行ってください。

表 対象別必要書類確認表

必要書類（返却されます）		住居番号設定通知書	本籍変更のお知らせ ^(注) または本籍変更証明書
対象となる方			
運転免許証をお持ちの方	①住所と本籍が変更になった方	○	○
	②住所が変更になった方	○	—
	③本籍が変更になった方	—	○
④運転経歴証明書をお持ちの方		○	—

(注) ※本籍変更のお知らせは、令和7年10月14日以降、市民課より原則戸籍単位で筆頭者に1通のみ郵送いたします。

※住居表示後は住所と本籍が異なる表示となりますので、変更届をご記入の際は、ご注意ください。なお、住所と本籍の表示方法は、本冊子P.5～6をご覧ください。

※必ず令和7年10月14日以降に手続きしてください。

※住居表示直後は、平塚警察署運転免許窓口は、大変混雑することが予想されます。

※なお、免許証・運転経歴証明書に記載されている最新の住所が、住居表示前の住所と異なる方は、住居番号設定通知書のみでは記載事項の変更手続きはできません。住民票等の添付が必要となります。

平塚警察署

受付時間
月～金（祝日、年末年始の休日を除く）
9:00～12:00 13:00～16:00
TEL 0463-31-0110
平塚市西八幡一丁目3番2号

運転免許センター

受付時間
月～金（祝日、年末年始の休日を除く）
8:30～11:00 13:00～16:00
TEL 045-365-3111
横浜市旭区中尾一丁目1番1号

10 マイナ保険証(手続きは不要です)

マイナ保険証については、手続きは不要です。

項 目	担 当	説 明
・マイナ保険証	市役所本館1階 保険年金課 Tel0463-21-8776 (資格給付担当) Tel0463-21-9768 (後期高齢者医療担当)	お持ちのマイナ保険証は特段の手続きなく、 <u>そのまま使用できます。</u> なお、平塚市国民健康保険に加入している方は、市役所が新しい住所に書き換えた後、新しい資格情報のお知らせを郵送します。 ※古い資格情報のお知らせは、新しいものが届きましたら、ご自身で破棄してください。 また、後期高齢者医療制度に加入している方は、市役所が新しい住所に書き換えた後、新しい資格確認書を郵送します。 ※古い資格確認書は、新しいものが届きましたら、返信用封筒に入れて返却してください。

11 不動産登記名義人の住所変更登記(不動産所有者のみ)

所有者の住所は、申請によって変更されるため、不動産の登記名義人の住所の変更手続きが必要です。下記の記載例を参考に申請してください。

- 単独所有の場合……………記載例1(P.23)
- 共有の場合……………記載例2(P.24)
- 敷地権付区分所有の場合……………記載例3(P.25)

【登記申請書の作成に際して】

- ・登記申請書を1通作成の上、登記原因証明情報として住居番号設定通知書を添付して、不動産の所在地を管轄する法務局に申請してください。**可能な限り、郵送で申請してください。**郵送で申請する場合は、**簡易書留**で送付してください。なお、窓口は大変混み合っております。受付まで長時間お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
- ・登記完了後に登記完了証が交付されますが、申請した法務局の窓口で受領するか、申請書及び添付書類のほかに返信用封筒(宛名記入したもの)に簡易書留以上の切手を貼り、同封すれば郵送による受領ができます。
- ・土地と建物が同一の名義人の場合は、同時に申請することが可能です。
- ・名詞以外の数字は「アラビア数字(0123456789)」で記入してください。
- ・不動産登記名義人の住所変更登記については、**令和8年4月1日から住所変更登記が義務化されます。義務化後は令和10年3月31日までに手続きが必要となります。**詳しくは横浜地方法務局西湘二宮支局(0463-70-1102)まで、ご確認ください。

【留意事項】

- ・管轄の法務局については、法務局ホームページで確認ができます。なお、平塚市内の不動産登記を管轄するのは、**横浜地方法務局西湘二宮支局**です。
- ・登記記録の住所氏名が、住居番号設定通知書や住居表示変更証明書の変更前の住所氏名と異なる場合は、その移転等を証明するもの(住民票や戸籍謄(抄)本)が必要となります。
- ・法務局では、**完全予約制による電話及び対面での手続き案内を行っております。**登記申請書の作成においてご不明な点があれば、事前に電話でお申し込みください。なお、法務局では**申請受付窓口での手続き案内(相談)及び書類確認は行っておりません**ので、ご注意ください。
- ・会社・法人名義の不動産について住所変更登記をするためには、事前に会社・法人登記を管轄する「横浜地方法務局湘南支局」において、会社・法人登記記録の本店変更登記を完了させる必要があります。

お問い合わせ先

横浜地方法務局 西湘二宮支局

〒259-0123 中郡二宮町二宮1240番地1

TEL 0463-70-1102 (平日8:30~17:15)

【登記申請書の記載事項】 ※登記申請書に記入の前にご一読ください。

登記申請書は必ず「不動産所有者の登記名義人」ごとに作成してください。(例:不動産を単独所有と複数人で所有されている場合は、登記申請書は、単独所有のものと複数人所有のものそれぞれで申請が必要です。)

1 変更後の事項

住居表示で変更になった新しい住所を記入してください。

2 申請人

新しい住所、所有者等の氏名、連絡先の電話番号を記入し、押印してください。

押印は、認印可となりますが、スタンプ形式の印は不可です。

3 添付書類

登記原因証明情報(住居番号設定通知書または住居表示変更証明書)を各申請人分添付してください。

4 申請年月日

申請(郵送)の年月日と、提出先の法務局の名称を記入してください。

5 不動産の表示

登記識別情報通知(図1)(権利証を含む)等の「不動産の表示」を参照の上、正確に記入してください。

その際、不動産番号(13桁)がわかる場合は、記入内容の一部を省略できます。

※不動産番号は、登記識別情報通知書や、登記事項証明書、登記事項要約書に記載されています。

(建物の所有権取得後に増改築された場合や、登記識別情報等が見当たらない等、記載内容が不明な方は、法務局で「登記事項要約書」または「登記事項証明書」を取得して、内容をご確認ください)

・登記事項要約書…不動産1つにつき500円(横浜地方法務局西湘二宮支局で取得できます)

・登記事項証明書…不動産1つにつき600円(全国の法務局で取得できます。なお、平塚市役所本館2階法務局証明サービスセンター(9:00~16:30)でも取得できます。)

6 申請の際に継続用紙を使用する場合

不動産を複数所有している等で継続用紙を使用して申請される場合は、申請書と継続用紙をホチキス留めし、下図2のように割印をして提出ください。

【図1】

登記識別情報通知
次の登記の登記識別情報について、下記のとおり通知します。

【不動産】
大阪市中央区上町一丁目4番8の土地

【不動産番号】
1200000099595

【受付年月日・受付番号(又は順位番号)】
平成27年1月15日受付 第73号

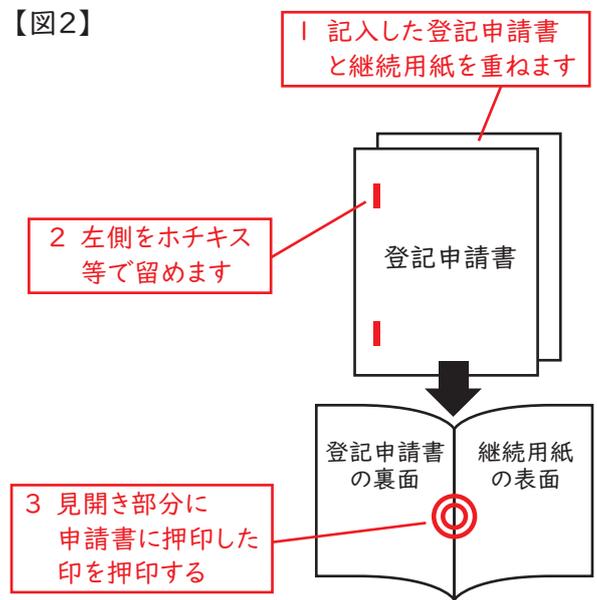
【登記の目的】
所有権移転

【登記名義人】
大阪市中央区上町一丁目100番地
法務花子

見本 (以下余白)

不動産番号(13桁)をご記入いただければ、
記入内容の一部を省略できます。

【図2】



記載例 I 単独所有の場合

法務局で受付時に使用するスペースなので
この部分には何も記載しないでください



2 捨印 (申請人の印と同じもの)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和7年10月14日 住居表示実施

1 変更後の住所を記載

変更後の事項 住所 平塚市 河内一丁目 32番 14号

申請人 住所 平塚市 河内一丁目 32番 14号
氏名 法務 太郎

2 申請人の部分に
新しい住所・氏名を
記載し、押印
(認印可。但し、スタンプ
形式は不可)

日中に連絡のつく
電話番号を記載
(携帯電話可)

連絡先の電話番号 000-000-0000

添付書類 登記原因証明情報 | 通

3 住居番号設定通知書を添付

令和 * 年 ** 月 ** 日申請 横浜地方 法務局 西湘二宮支局

4 提出日、提出先の法務局名
を記載

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示

5 登記識別情報通知等の「不動産の表示」とおり正確にご記入ください
※ただし実施区域内の不動産の場合は所在欄の町名には新町名をご記入ください

土地

不動産番号	所在	地番	地目	地積 m ²
1234567890123	平塚市河内一丁目	440番	宅地	345.67
		番		

建物

不動産番号	0987654321012	所在	平塚市河内一丁目 440番地		
家屋番号	440番	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 123.45 m ²	2階	98.76 m ²		

新町名

所在地番
(従来地番)

不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線で囲われた部分の記載を省略できます。

記載例2 共有の場合

法務局で受付時に使用するスペースなので
この部分には何も記載しないでください



2 捨印 (申請人の印と同じもの)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和7年10月14日 住居表示実施

変更後の事項 **共有者法務太郎の**
住所 平塚市 河内一丁目 32番 14号
及び 共有者法務花子の住所 平塚市河内一丁目 32番 14号

申請人 住所 平塚市 河内一丁目 32番 14号
氏名 **法務太郎** 000-000-0000 
住所 平塚市河内一丁目 32番 14号 
氏名 **法務花子**
連絡先の電話番号 000-000-0000

1 共有者それぞれの
新住所を記載

2 申請人全員の新住所・氏名・連絡先(携帯電話可)を記載し、押印
(認印可。但し、スタンプ形式は不可)

添付書類 登記原因証明情報 2通

3 申請人ごとの住居番号設定通知書を添付

令和**年**月**日申請 横浜地方 法務局 西湘二宮支局

4 提出日、提出先の法務局名を記載

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示 5 登記識別情報通知等の「不動産の表示」とおり正確にご記入ください
※ただし実施区域内の不動産の場合は所在欄の町名には新町名をご記入ください

土地

不動産番号	所在	地番	地目	地積 m ²
1234567890123	平塚市河内一丁目	440番	宅地	345.67
		番		

建物

不動産番号	0987654321012	所在	平塚市河内一丁目	440番地
家屋番号	440番	種類	居宅	構造 木造瓦葺2階建
床面積	1階 123.45 m ²	2階	98.76 m ²	

不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線で囲われた部分の記載を省略できます。

記載例3 敷地権付区分所有の場合

法務局で受付時に使用するスペースなので
この部分には何も記載しないでください



2 捨印 (申請人の印と同じもの)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和7年10月14日 住居表示実施

1 変更後の住所を記載

変更後の事項 住所 平塚市 河内一丁目 32 番14-201号 あさひマンション

申請人 住所 平塚市 河内一丁目 32 番14-201号 あさひマンション
氏名 法務 太郎



連絡先の電話番号 000-000-0000

3 住居番号設定通知書を添付

添付書類 登記原因証明情報 1 通

令和 **年 **月 **日申請 横浜地方 法務局 西湘二宮支局

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

4 提出日、提出先の
法務局名を記載

2 申請人の部分に新しい
住所・氏名を記載し、押印
(認印可。但し、スタンプ形式は不可)
日中に連絡のつく電話番号
を記載(携帯電話可)

不動産の表示

不動産番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
-------	---------------------------

一棟の建物の表示

所在	平塚市河内一丁目 440 番地	所在地番 (従来地番)
建物の名称	あさひマンション	

専有部分の建物の表示

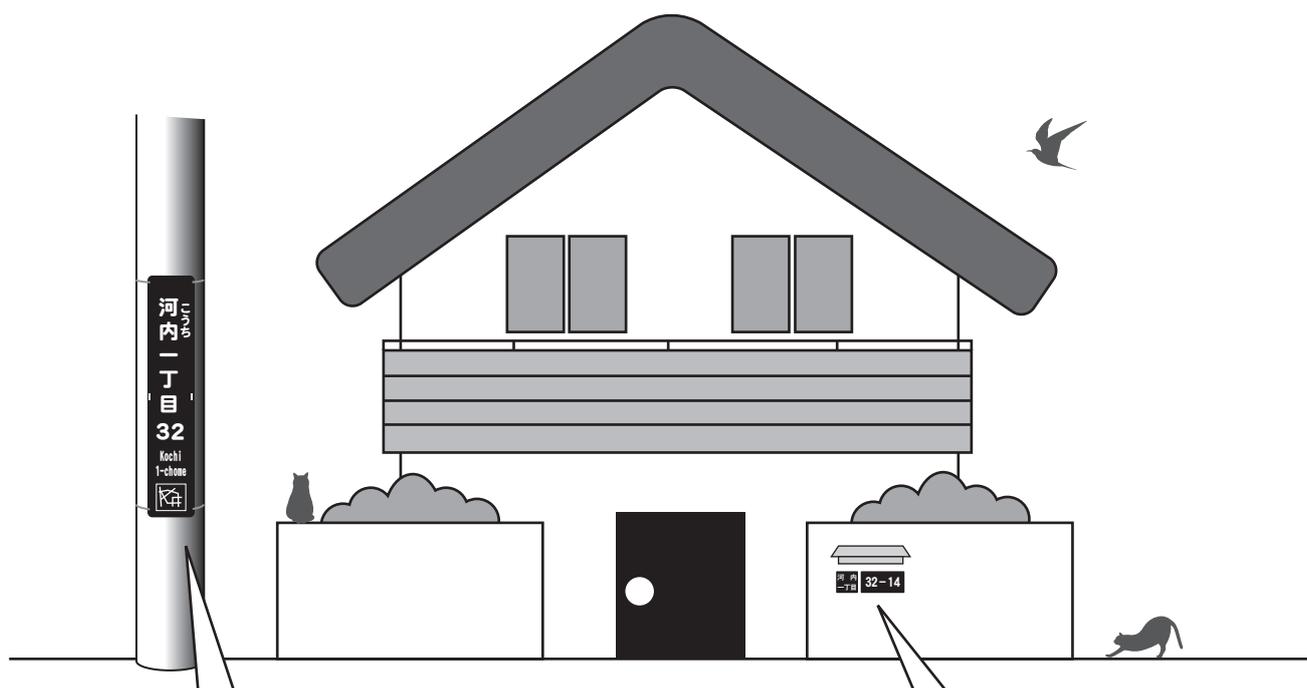
家屋番号	平塚市河内一丁目440 番1-201	建物の名称	あさひマンション
種類	居宅	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 1階建
床面積	2 階部分	120.00	m ²

敷地権の表示 (土地の符号 1)

所在及び地番	平塚市河内一丁目 440 番	所在地番(従来番号)	
地目	宅地	地積	1234.56 m ²
敷地権の種類	所有権	敷地権の割合	100分の1

5 登記識別情報通知や権利書等の「不動産の表示」のとおり、正確にご記入ください。
※ただし実施区域内の不動産の場合は、所在欄の町名には新町名をご記入ください。
不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線 [] で囲われた部分の記載を省略できます。

12 各種表示板



「**街区表示板**」を各街区の電柱やフェンス等、見やすい位置に市が取り付けます。

河内一丁目
32
Kochi
1-chome
街区案内

「**町名表示板**」と「**住居番号表示板**」を配付します。

※集合住宅の場合は、所有者または管理者にお渡しします。

河内一丁目 32-14

市で取り付ける「街区表示板」や、皆様に配付した「町名表示板」「住居番号表示板」等は、わかりやすいまちづくりを進めるために欠かせないものです。

住居表示までに、ご自身の家の入り口（郵便ポストや表札付近等）の通行人から見やすい場所に、町名表示板と住居番号表示板の取り付けをお願いいたします。

◆建物の新築に際してのお願い

住居表示後は、住居表示の区域内に建物を新築（建替えも含む）する時は、建物に住居番号（住所）を付けるための住居番号付番申請の手続きを行ってください。申請後、市民課で現地調査等を実施したうえで住居番号を決定し、通知いたします。

問い合わせ先 平塚市役所市民課 管理担当
Tel 0463-20-8062

13 関係機関案内

運転免許証・運転経歴証明書
マイナ免許証・マイナ経歴証明書に関すること

平塚警察署

〒254-0073

平塚市西八幡一丁目3番2号

TEL0463-31-0110

・警察署の駐車場が満車の場合は、隣の県合同庁舎有料駐車場をご利用ください。

※駐車券を利用窓口に提示すれば2時間まで無料

自動車に関すること

関東運輸局

湘南自動車検査登録事務所

〒254-0082

平塚市東豊田369番地の10

TEL050-5540-2038

・JR東海道線「平塚」駅北口より神奈中バス平65系統(大島経由田村車庫行き)で「湘南車検場前」バス停より徒歩2分

・駐車場有り

軽自動車検査協会

神奈川事務所 湘南支所

〒254-0082

平塚市東豊田369番地の13

TEL050-3816-3119

・左記関東運輸局と同じ敷地内のF棟になります。

不動産登記に関すること

横浜地方法務局

西湘二宮支局

〒259-0123

神奈川県中郡二宮町二宮1240番地1

TEL 0463(70)1102

※登記のご相談は事前に電話予約をしてください。

・JR東海道線「二宮」駅より徒歩8分
または神奈中バス「堂面」バス停より徒歩5分



14 よくある質問

□■住居表示について■□

- Q.建物が建っていない土地についても住居表示(〇丁目〇番〇号)のようになりますか。**
A.建物が無い土地には住居番号はつきません。不動産の表示についての詳細は、P.5をご確認ください。
- Q.住所を選ぶことはできますか。**
A.希望する住所を選ぶことはできません。法令等により規定された基準に従い、決まりました。
- Q.住居表示の前に各種住所変更手続きをすることは可能ですか。**
A.住居表示の前に住所変更手続きは、できません。住居表示以降にお願いします。ただし、住居表示のお知らせ用はがきについては、住居表示の前に投函できます。
- Q.住居番号が順番になっていなかったり、飛んでいたりするところがあるのはなぜですか。**
A.住居表示では、建物の出入口によって住居番号を決定しています。そのため、建物の出入口の方向によっては、隣り合っている番号が飛ぶことがあります。また、今後新しい建物が建つことを想定し、番号を残していることもあります。
- Q.新住所の表し方について、「丁目・番・号」を省略して記入することは可能ですか。**
A.簡易的な手続きや郵便物の宛先等については、「丁目・番・号」を省略してハイフンでつないでも差し支えありません。(河内一丁目32番14号→河内1-32-14)
- Q.方書を省略して記入することは可能ですか。**
A.簡易的な手続きや、郵便物の宛先等について、方書が建物名称のみの場合は、省略して記入いただいても差し支えありません。

□■郵便・宅配について■□

- Q.旧住所で宛先が書かれた郵便物はいつまで配達されますか。**
A.住居表示後も、最低1年間は配達されます。それ以降は、住居表示時点の資料により可能な範囲で配達されます。
- Q.手続きが必要な機関に住居表示のお知らせ用はがきを送付すれば、住所変更されますか。**
A.変更はされません。はがきは、親戚や友人へ通知するためのもので、各機関の様式に従って手続きください。
- Q.民間の宅配業者に対して、住居表示の通知等はしていますか。**
A.本市から、主要な宅配業者に対して、住居表示新旧対照案内図を送付しています。旧住所宛の宅配物の読み替えについては、業者によって異なるため、ネットショッピング等の登録住所はお早めに変更いただくか、注文時等に変更されているかご確認ください。

Q.住居表示のお知らせ用はがきはいつまで使用できますか。

A.令和8年8月31日までです。

Q.お知らせ用はがきを同封する茶封筒に入れず、そのまま投函しても良いですか。

A.茶封筒に入れていただくか、輪ゴム等でまとめてポストに投函してください。なお、数枚程度であれば、そのまま投函しても差し支えありません。

□■住居番号設定通知書について■□

Q.住居番号設定通知書に有効期限はありますか。

A.有効期限はありません。ただし、手続き先により、発行日より〇日以内の証明書が必要という場合は、改めて市民窓口センター等で「住居表示変更証明書」(発行手数料無料)の交付を受けてください。

Q.住居番号設定通知書はコピーして使用できますか。

A.コピーによる手続きの可否は提出先によりますので、先方にご確認ください。配付枚数で不足する場合は、市民窓口センター等で「住居表示変更証明書」(発行手数料無料)の交付を受けてください。

Q.住居番号設定通知書は再発行できますか。

A.再発行はできません。市民窓口センター等で「住居表示変更証明書」(発行手数料無料)の交付を受けてください。

□■登記について■□

Q.登記をするのに費用はかかりますか。

A.住居表示による住所の変更登記は、住居番号設定通知書や住居表示変更証明書を提出することで、登録免許税が免除(無料)となります。ただし、変更登記の手続きを司法書士等に依頼する場合は、手数料等の費用が発生します。

Q.不動産を複数所有している場合でも、登記申請書は1枚で手続きできますか。

A.申請先の法務局が同一であれば可能です。1枚で書き切れない場合は、継続用紙に記入して添付してください。詳細は、P.22をご参照ください。

Q.不動産番号はどこで分かりますか。

A.登記識別情報通知書や、登記事項証明書、登記事項要約書に記載されています。(登記済証、いわゆる権利書には記載されていません。)

なお、証明書や要約書は法務局で取得できますが、発行には手数料がかかります。不動産番号が分からなくても登記申請はできますので、権利書等をお持ちの場合は、地積や地目等をご確認の上、登記申請書に記入してください。

□■運転免許証・車検証について■□

Q.運転免許証の住所変更や、本籍変更は更新の際に併せて行うことは可能ですか。

A.更新の際で問題ありません。

Q.平日に警察署に行けない場合はどうすればよいですか。

A.代理人による手続きが可能です。その場合、窓口にお越しになる方の本人確認書類が別途必要になりますので、ご用意ください。

Q.運転免許証の変更手続きで添付する書類は返却されますか。

A.手続き終了後に返却されます。本籍変更のお知らせ1通のみで、複数回手続き可能です。

Q.運転免許証の住所変更は、当日中に終わりますか。

A.当日に完了します。混雑によりますが、数十分程度です。

Q.家族の運転免許証の住所変更手続きをまとめて行う場合、何が必要ですか。

A.住居番号設定通知書(1通のみで可)と、家族全員分の免許証が必要です。また、本籍が変更になった方は、本籍変更のお知らせも必要です。手続きに住居表示変更証明書を使用する場合は、手続きをされる方それぞれの証明書が必要です。

□■マイナンバーカードについて■□

Q.マイナンバーカードを持っていませんが、住居表示の前に申請はできますか。

A.申請は可能ですが、マイナンバーカードは申請時点の住所で作成されるので、住居表示以降に再度、住所変更の手続きが必要になります。

Q.既にマイナンバーカードを申請済ですが、住居表示後に受け取れますか。

A.受け取りは可能ですが、カードは申請時の住所が記載されているため、住居表示以降に再度、住所変更の手続きが必要になります。

Q.住所変更をしていないマイナ保険証は利用できますか。

A.利用可能です。なお、加入元の健康保険組合等への届出が必要な場合があります。詳しくは加入元の健康保険組合等にお問い合わせください。

Q.マイナンバーカードの住所変更をすれば、マイナ免許証、マイナ経歴証明書に反映されますか。

A.マイナ免許証、マイナ経歴証明書のみお持ちで、住所変更ワンストップサービス等の手続きがお済の方は、臨時窓口または平塚市役所でのマイナンバーカードの住所変更を行っていただければ、マイナ免許証、マイナ経歴証明書の住所変更は不要です。ただし、事前に所要の手続き(署名用電子証明書の提出やマイナポータル連携等)を行っていない場合、住所、氏名または本籍を変更するためには、警察署または運転免許センターへ必要書類等を提出して手続きを行う必要があります。マイナ免許証と運転免許証を両方お持ちの方は、別途警察署にて運転免許証の住所変更等の手続きが必要となります。

□■その他■□

Q.ふるさと納税のワンストップ特例制度について、手続きは必要ですか。

A.住居表示以降、ふるさと納税を申請する際には、新しい住所で申請してください。

既に申請しているふるさと納税については、自治体によって手続きが必要になることがありますので、納付先の自治体にご確認ください。

Q.手続きを忘れてしまっていたり、遅れてしまった場合、何か支障はありますか。

A.住居表示は、現在お使いの住所の表記が改まるものであり、引っ越し等によって居所が移るものでは無いため、特段支障はございません。登記変更手続き等は法令により変更登記期間が定められているため、詳細は管轄の法務局等でご確認ください。

Q.共同住宅のオーナーから、居住者に対して何かお知らせする必要はありますか。

A.共同住宅の居住者に対しては、本市から個別に通知書等の資料を配付していますので、オーナー様からお知らせする必要はありません。住居表示以降に入居される方には、新住所をお伝えください。

Q.銀行（ゆうちょ銀行を含む）、証券会社、保険会社等の住所変更手続きには何が必要ですか。

A.住居番号設定通知書が必要となる場合が多いです。ただし、手続き先によっては、通知書等が不要なこともあるため、詳細は各手続き先にご確認ください。

Q.町名表示板、住居番号表示板が同封されていませんでした。

A.同一の建物に複数世帯でお住まいの場合は、一つの世帯に同封してありますので、ご確認ください。共同住宅の場合は、管理人またはオーナーの方にお届けしています。なお、確認できない場合は、お手数ですが、市役所都市整備課（Tel:0463-21-8783）までご連絡ください。

市ホームページでも「よくある質問」を掲載しています。

下記の二次元コードまたは「平塚市 住居表示」で検索してください。



手続き等に関するお問い合わせは、
コールセンターをご利用ください。
(期間:令和7年10月14日~令和7年10月27日)

TEL 050-3493-1300 (通話料が発生します)
平日(土日祝を除く) 8時30分~17時00分まで

※詳細は、各手続き先にお問い合わせください。

【発行】

平塚市役所 都市整備部 都市整備課
〒254-8686 平塚市浅間町9番1号
(平塚市役所本館6階 605窓口)